学校・教育施設の安全点検チェックリスト

（不審者への備え・登下校・行事）

学校・幼稚園・学習塾などで、不審者への備え・登下校・行事の安全を確かめるリストです。危機管理マニュアルと見比べながら職員で使い、警備会社に頼むことは最後の章で確かめてください。

学校・施設の名称		**確かめた範囲**	
確認した人		**確認した日**	

学校保健安全法では、学校安全計画をつくって実施すること（第27条）と、危険が起きたときに職員がとる措置と手順を定めた対処要領（危機管理マニュアル）をつくり、職員に知らせて訓練すること（第29条）が決められています。施設と設備の安全点検は、毎学期1回以上、必要なときは臨時にも行います（学校保健安全法施行規則第28条）。

確認の欄の □ に ✓ を入れます。できていない項目は空けたままにして、メモの欄に担当と期限を書いておくと進めやすくなります。当てはまらない項目は「－」を書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　計画とマニュアル（学校がすること）				
1	学校安全計画に、施設と設備の安全点検・通学を含む安全の指導・職員の研修を入れている（学校保健安全法第27条）	□	／	
2	危機管理マニュアルに不審者が入ったときの手順と役割を書き、職員全員に知らせて訓練している（同法第29条）	□	／	
3	安全点検を毎学期1回以上行い、ふだんも設備の点検をしている（同法施行規則第28条・第29条）	□	／	
4	点検で見つかった危ない所は、すぐ直すか、直せないときは設置者（教育委員会など）に申し出ている（同法第28条）	□	／	
■ 2　門・出入口と来校者				
5	来校者の入口をしぼり、受付を門や入口の近くに置いて、案内を掲示している（文部科学省の手引）	□	／	
6	登校が終わったら門扉を閉め、通用口・昇降口の施錠を確かめている（文部科学省 学校安全資料）	□	／	
7	来校者に名札を付けてもらう決まりを保護者にも知らせ、付けていない人には声をかけて受付へ案内している（文部科学省の手引）	□	／	
8	校門・囲い・外灯・窓・出入口の壊れと施錠、立木などでできる死角を点検している（文部科学省 学校安全資料）	□	／	
9	冬は、除雪の雪山で死角ができていないか、非常口が凍って開かなくなっていないかを確かめている	□	／	
■ 3　不審者が入ったとき				
10	一人で対応せず職員を呼ぶ合図を決め、退去に応じないときや危害のおそれがあるときは、ためらわずに110番する（文部科学省の手引）	□	／	
11	教室で待たせるか避難させるかを決める人と、放送で使う決まった言葉を決めた（文部科学省の手引）	□	／	
12	さすまたなどの置き場所と使い方を職員が知っている（取り押さえるためでなく、警察が来るまで時間を稼ぐため）（文部科学省の手引）	□	／	
13	不審者の情報を警察と教育委員会に知らせ、近くの学校と共有する流れを決めた（文部科学省の手引）	□	／	
■ 4　登下校と通学路				
14	通学路を実際に歩いて点検し、危ない場所を地図（安全マップ）にまとめ、保護者と子どもに知らせている（文部科学省 学校安全資料）	□	／	

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
15	逃げ込める場所（子供110番の家など）と、大声・防犯ブザー・逃げるという身の守り方を子どもに教えている（文部科学省 学校安全資料）	☐	／	
16	近くで不審者が出たときの下校のしかた（学校で待つ・保護者への引き渡し・集団下校）を決めた（文部科学省の手引）	☐	／	
17	冬は、雪で狭い歩道と早い日暮れに合わせて見守りを見直した	☐	／	
■ 5　行事と学校開放				
18	行事の計画に、安全の確かめと、緊急のときの連絡のしかたを入れた（文部科学省 学校安全資料）	☐	／	
19	運動会・式典では、受付で名札や入校証を渡し、帰りに回収する流れにした	☐	／	
20	駐車場と周りの道路の混み方を考え、車の出入り口と歩く人の通り道を分けた	☐	／	
21	学校開放では、使える所と使えない所を分けて施錠し、終わったあとの施錠と見回りをする人を決めた（文部科学省 学校安全資料）	☐	／	
■ 6　地域・関係機関との連携				
22	保護者・警察署・地域の見守りの団体と、連絡のしかたと情報の分け合い方を決めた（学校保健安全法第30条）	☐	／	
23	警報装置・防犯カメラ・通報機器があるときは、動くかを確かめ、警察や警備会社への通報の流れを決めた（文部科学省 学校安全資料）	☐	／	
■ 7　警備会社に頼むとき				
24	頼むことを分けた（校門・受付・巡回・夜や休日の見回りは1号、行事の人の流れと車の誘導は2号）（警備業法第2条）	☐	／	
25	登下校の時間に、校門の前や危ない交差点での誘導を頼むかを考えた（2号）	☐	／	
26	警備員の誘導は協力のお願いで、手信号で交通整理ができるのは警察官などだと、計画に入れた（道路交通法第6条・警備業法第15条）	☐	／	
27	警備員は取り押さえを前提にせず、通報と子どもから遠ざけることで動くと、マニュアルの中で役割を決めた（警備業法第15条）	☐	／	
28	警備員にマニュアル・校舎の図・連絡先を渡し、訓練にも加わってもらう	☐	／	

※ 学校保健安全法は、学校教育法第1条の学校（幼稚園・小中学校・高校など）が対象です。学習塾などでは目安として使ってください。

解説と出典の URL：https://l-security-lit.com/column/school-facility-safety　／　ほかの書式とチェックリスト：https://l-security-lit.com/downloads

出典（2026年10月28日に確かめました）：学校保健安全法（第27条〜第30条）・学校保健安全法施行規則（第28条・第29条）・警備業法（第2条・第15条）・道路交通法（第6条）（e-Gov 法令検索）、文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）・「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）

ご利用にあたって

このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、必要に応じて専門家にご相談ください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。

このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com